

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12		府省庁名 <u>金融庁</u>
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 店頭デリバティブ取引等は、市場デリバティブ取引等と異なり、総合課税となっている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>(1) 店頭デリバティブ取引等について、市場デリバティブ取引等と同様、申告分離課税とし、一律20%（国税15%、地方税5%）の税率を適用すること。</p> <p>(2) 店頭デリバティブ取引等の損益について、市場デリバティブ取引等の損益との損益通算を認めること。</p> <p>(3) 店頭デリバティブ取引等によって発生した損失額のうち、その年に控除しきれない金額については、確定申告を行うことにより、翌年以降3年間にわたって、申告分離課税となる「先物取引に係る雑所得等」の金額からの繰越控除を認めること。</p> <p>(4) デリバティブ取引等（市場・店頭）について、特定口座での取扱いを可能とすること。</p>		
関係条文	<p>〔 所得税法第35条、地方税法第35条の4、地方税法施行令第18条の7、租税特別措置法第41条の14、第41条の15、租税特別措置法施行令第26条の23 〕</p>		
減収見込額	<p>（初年度）      —      （ — ）      （平年度）      —      （ — ）      （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大の観点から、市場デリバティブ取引等と経済的性質が同一の金融商品取引である店頭デリバティブ取引等について、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、市場デリバティブ取引等は申告分離課税である一方、店頭デリバティブ取引等は総合課税となっている。 経済的性質が同一の金融商品（取引）には、同一の課税がなされるべきであり、国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大の観点から、簡素で分かりやすく、投資しやすい中立的な税制を構築する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
	政策の達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること。 （測定指標）個人株主数の推移、特定口座数の推移
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	4,479万人（平成21年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「平成21年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	要望の措置は、簡素で分かりやすく、投資しやすい中立的な税制であるため、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、簡素で分かりやすく、金融商品（取引）間の選択に係る歪みを是正する中立的な税制であるため、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年度改正 有価証券市場デリバティブ取引の申告分離課税化（市場取引のみ実現）</li> <li>・平成 16 年度改正 金融先物取引等の申告分離課税化（実現せず）</li> <li>・平成 17 年度改正 金融先物取引等の申告分離課税化（市場取引のみ実現）</li> </ul>
<p>ページ</p>	<p>1 2—3</p>